

副 本

令和6年（行ウ）第31号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

令和6年（行ウ）第87号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 モーリス・シェルトン 外1名

被告 東 京 都 外1名

証 拠 説 明 書 (3)

令和7年7月17日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告東京都指定代理人 飯 田 隼 矢 

同 倉 員 拓 

同 菊 池 和 彦 

同 鶴 見 信 介 

同 下 地 航 

同 阿 部 純 基 

同 高 橋 裕 也 

(注) 略語等の記載は、被告東京都の従前の例による。

号証	標目(原本・写しの別)	作成年月日等	作成者	立証趣旨
乙B 15の1	判決書 〔東京地方裁判所 平成31年(ワ)第10997号〕	写 R4.3.10 (判決年月日)	東京地方裁判所 民事第37部	警職法2条1項の要件を満たしていない警察活動について、警察法2条1項を根拠に適法と認めることが、警職法2条1項の趣旨を没却させるものとはいえないこと
乙B 15の2	判決書 〔東京高等裁判所 令和4年(ネ)第1676号〕	写 R4.12.19 (判決年月日)	東京高等裁判所 第22民事部	同上
乙B 16	判決書 〔東京地方裁判所 令和4年(ワ)第20128号〕	写 R7.2.17 (判決年月日)	東京地方裁判所 民事第16部	警職法2条1項の要件を具備しない声かけのすべてが違法との評価を受けるものではないこと
乙B 17	判決書 〔東京地方裁判所 令和3年特(ワ)第1126号〕	写 R4.2.2 (判決年月日)	東京地方裁判所 刑事第18部	警察官と目があった瞬間、目をそらして足早になった者に対し職務質問を行ったことに違法はないこと
乙B 18	判決書 〔大阪地方裁判所 平成28年(ワ)第863号〕	写 H29.2.13 (判決年月日)	大阪地方裁判所 第13刑事部	パトカーを見て少しくつむいて、足早に去ろうとした者に対し職務質問を行ったことに違法はないこと
乙B 19の1	判決書 〔東京地方裁判所 平成31年(ワ)第412号〕	写 R2.3.24 (判決年月日)	東京地方裁判所 立川支部民事第2部	本件パトカーを意識していたという原告マシューの挙動は、警職法2条1項にいう「異常な挙動」に当たること
乙B 19の2	判決書 〔東京高等裁判所 令和2年(ネ)第2216号〕	写 R2.11.11 (判決年月日)	東京高等裁判所 第1民事部	同上
乙B 20	DVD	写 R7.6.17	被告東京都指定 代理人 高橋 裕也	桑代巡査長が、本件パトカーを意識していたという原告マシューの挙動を現認した際の現認状況等

号証	標目(原本・写しの別)	作成年月日等	作成者	立証趣旨
乙B 21	写真撮影報告書	麻	前同	映像記録(乙B20号証)を桑代巡査長が撮影した際の状況等
乙B 22	現場見取図 (原告マシューに係る現認状況)	麻	同上	被告東京都指定代理人 阿部 純基
乙B 23	反訳書(令和3 10月12日分)	麻	同上	同上
乙B 24の1	交通事件原票 添付の略図 (乙B10の1に 添付のもの)	乳	R3.4.13	山田巡査部長
乙B 24の2	交通事件原票 添付の略図 (乙B10の2に 添付のもの)	乳	同上	後藤巡査部長
乙B 25	反訳兼翻訳書 (令和3年4 月13日分)	麻	R7.6.17	被告東京都指定 代理人 阿部 純基
乙B 26	現場見取図 (原告シェルトンに係る現認状況)	麻	同上	被告東京都指定 代理人 阿部 純基